

福島県建設業管理システム
電子入札連携サーバ等賃貸借
入札説明書

福島県総務部

令和6年7月

福島県建設業管理システム電子入札連携サーバ等賃貸借に係る令和6年7月23日付公告に基づく入札については、関連法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

(2) 借入物品の名称及び数量

福島県建設業管理システム電子入札連携サーバ等一式

（機器等搬入・設置・配線・調整・保守・撤去等を含む。）

(3) 借入物品の仕様等

本説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和7年1月1日から令和9年9月30日まで

(5) 納入場所

別途指示するデータセンタ（福島県福島市内）及び福島県庁本庁舎（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類を添付し、(3)の場所に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

また、審査確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により、入札者に対して通知するものとする。なお、提出期限（令和6年8月1日（木）午後5時）までに当該申請を行わなかった場合は当該資格が与えられない場合があるので、十分注意すること。

(1) 提出書類

ア 法人登記簿謄本（写し可。提出日より3ヶ月以内のものに限る。）

イ 印鑑登録証明書（写し可）

ウ 身分証明書（個人事業者に限る。契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明）（写し可）

エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式8）

※ 長3封筒を同封すること。封筒に84円切手を貼付し、入札参加資格確認通知書（様式2）の送付先の宛名を記入すること。

(2) 提出期限

令和6年8月1日（木）午後5時必着。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 提出先

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部入札監理課（本庁舎1階）

電話 024-521-7899 Fax 024-521-9727

電子メール zaimu_nyusatsu@pref.fukushima.lg.jp

(4) 提出方法 郵送又は持参とする。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、令和6年8月1日（木）午後5時必着とする。

(5) 提出部数

各1部

(6) 審査結果は、令和6年8月5日（月）までに通知する。

4 入札説明会

入札説明会は開催しない。

5 入札に関する書類の提出場所等

(1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先等

3(3)に示す場所

(2) 入札説明書等の配付期間及び閲覧期間

令和6年7月23日（火）から令和6年8月6日（火）まで（土曜日、日曜日及び

祝日を除く)の午前9時から午後5時(午後0時から午後1時までを除く)まで。なお入札説明書等は、福島県総務部総務課のホームページ

(URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115a/somubu-nyusatsu.html>)

からダウンロードすることができる。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)(以下「財務規則」という。)第169条第1項各号に規定する有価証券の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付又は有価証券の提出は、開札までに行うこととし、事前に3(3)に掲げる県の課の指示を受けるものとする。
- (4) 財務規則第249条第1項各号に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、3(2)に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書(第3号様式)により3(3)に掲げる場所まで申請するものとする。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、開札日の前日までに申請するものとし、事前に3(3)に掲げる県の課の指示を受けるものとする。
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、それぞれ財務規則第251条及び第253条に定めるところによる。

7 入札及び開札

- (1) 本件入札は、一般競争入札により行う。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
日時 令和6年8月7日(水)午前11時
場所 福島県庁本庁舎4階415会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) 入札書は、入札書(第4号様式)により作成、記載すること。
- (4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 入札金額は、借入期間(33ヶ月)における機器等の賃貸借料及び保守料のほか、輸送料、保険料、機器等搬入・設置・配線・調整・撤去等に要する一切の諸経費を含めて見積もることとする。
落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てる)をもって落札価格

とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 日付、入札者の住所、商号又は名称、代表者の職及び氏名の記載、代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、日付、入札者の住所、商号又は名称、代表者の職及び氏名の記載のほかに、当該代理人の職及び氏名の記載、代理人の押印をすること。なお、代理人は委任状（第5号様式）を持参すること。

(5) 入札書の提出方法

ア 入札書を持参して提出する場合は、7（2）に掲げる日時及び場所へ提出するものとし、入札書を封書に入れて密封しかつ封皮に次の事項を記載すること。

（ア）氏名（法人にあっては、商号又は名称。）

（イ）『令和6年8月7日開札「福島県建設業管理システム電子入札連携サーバ等賃貸借」の入札書在中』

イ 代理人出席の場合は、委任状（様式5）を（2）の場所で提出すること

ウ 郵送により入札を行なう場合は書留郵便によることとし、令和6年8月6日（火）午後5時までに、3（3）に掲げる場所に必着のこと。郵送にあたっては、二重封筒の外封筒に入札書在中と朱書し、中封筒に入札書のみを入れて密封しかつ封皮に（5）アの必要事項を記載すること。外封筒に、中封筒と以下の書類を同封すること。

（ア）一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）又はその写し

（イ）入札保証金を納付した納入通知書の銀行領収印があるものの写し・・・入札保証金を納付した場合

（ウ）入札保証金納付免除通知書又はその写し・・・入札保証金の免除を受けた場合

エ （5）ア又は（5）ウ以外の方法による入札は不可とする。

(6) 開札は、入札終了後直ちに（2）に掲げる場所にて行う。

(7) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）又はその写し

イ 委任状（第5号様式）・・・代理人出席の場合

ウ 入札保証金を納付した領収書・・・入札保証金を納付した場合

エ 入札保証金納付免除通知書又はその写し・・・入札保証金の免除を受けた場合

(8) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(9) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、ただちに再度入札を行うものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、再度入札については棄

権したものと見なす。

- (10) 再度入札に付してもなお落札者が決定しない場合は、さらに2回に限り再度入札に付することができるものとする。
- (11) 入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (12) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

8 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、アからエのとおり入札仕様書等に関する質問書（様式6）により関係職員に説明を求めることができる。なお、質問書の提出期限はエまでとする。

ア 電話など口頭による質問は受け付けない。

イ 質問書（様式6）の提出は、3（3）に示す場所へ、郵送、FAX又は電子メールにより送付することとし、送付後必ず電話により送付の確認を取ること。

ウ 質問書によるものは、入札仕様書等に関する回答書（様式6-2）により令和6年7月31日（水）までに福島県総務部総務課のホームページに掲載する。

なお、事業者名は公開しない。

(URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115a/somubu-nyusatsu.html>)

エ 質問書の受付期間は、公告のあった日から令和6年7月29日（月）午後5時（必着）とする。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出すること。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の業務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が入札した入札

(2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付しない者がした入札

(3) 委任状を持参しない代理人がした入札

(4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(5) 鉛筆書きによる入札

(6) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札

(7) 記名、押印を欠く入札

(8) 日付がない又は公告日若しくは通知日から開札日までの期間内の日付となっていない入札

(9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札

(10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(11) 7 (5) ウに規定する郵送方法によらない入札（郵送により入札を行なう場合）

(12) 明らかに不正によると認められる入札

(13) その他この入札説明書において示す条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

10 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(3) (2) の同額の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に

関係のない職員に代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

- (4) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。

11 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、財務規則第228条第2項各号に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 財務規則第229第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、それぞれ財務規則第231条及び233条に定めるところによる。

12 契約書の作成

- (1) 購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から14日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

13 契約条項

契約書及び財務規則による。

14 賃貸借料の支払等

(1) 賃貸借料の支払

賃貸人は、毎月10日までに前月分の賃貸借料を賃借人へ請求するものとし、賃借人は、請求書を受領した日から30日以内にこれを支払うものとする。

(2) 月毎の賃貸借料の算出

賃貸借契約は機器等の賃借料の総額で契約するが、賃貸借料は、機器等の設置を完

了した場合でも、上記1（4）の借入期間の始期から起算し、契約終了までを賃貸借期間として暦の月毎に計算するものとする。

（3）端数処理

月毎の賃貸借料は、賃貸借料の総額（税込み）を賃貸借期間中の月数（以下「賃貸借月数」という。）で除した額（以下「平均月額賃貸借料」という。）とする。ただし、平均月額賃貸借料又はその取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額に1円未満の端数が生じるときは、賃貸借料の総額（税込み）から、消費税を除いた賃貸借料を賃貸借月数で除した額とそれにかかる消費税の額に1円未満の端数を生じない平均月額賃貸借料以下の近似値（以下「調整月額賃貸借料」という。）を各月の賃貸借料とする。また、その場合は、賃貸借料の総額（税込み）から調整月額賃貸借料に賃貸借月数を乗じた額を減じて得た額を賃貸借期間の最初の月の賃貸借料に加算するものとする。

15 留意事項

- （1）入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県から説明及び協議を求められた場合は、それに応じなければならない。説明及び協議の義務を履行しない者のした入札は、落札決定の対象としない。
- （2）一般競争入札参加資格確認申請等の作成及び提出に要する費用は、各事業者の負担とする。
- （3）一般競争入札参加資格確認結果通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（第9号様式）を提出すること。
- （4）この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた仕様書その他の文書等を第三者に漏らしてはならず、本件の賃貸借手続き以外の目的に供してはならない。
- （5）入札から落札者の決定までに入札者が2に掲げる要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とはしない。

参考資料

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 （略）

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 (略)